

2022年6月24日より倫理規定が改訂になっております。改訂部分は2022年度試験範囲からは除外されます。

契約書面の電子化、押印廃止が普及しつつある状況を踏まえ、以下の通り変更します。  
また、苦情などの申し立てがあった場合の聞き取りに関し、実態に即し、倫理調査委員会から協会事務局に変更します。

【新旧比較表】下線部が変更箇所

変更前	変更後
<p>【第3条（中立性の堅持）】</p> <p>----前略</p> <p>ホームインスペクターは、何らかの理由により第三者の立場でないホームインスペクションを行う場合には、その旨を依頼者に対して、<u>書面によって説明を行い、依頼者から記名・押印した書類を受領しなければなりません。</u></p> <p>後略----</p>	<p>【第3条（中立性の堅持）】</p> <p>----前略</p> <p>ホームインスペクターは、何らかの理由により第三者の立場でないホームインスペクションを行う場合には、その旨を依頼者に対して、<u>書面若しくは電子的手段によって説明を行い、依頼者から署名書類を受領若しくは電子的手段により、その記録を残さなければなりません。</u></p> <p>後略----</p>
<p>【第14条（苦情・相談の対応）】</p> <p>----前略</p> <p>顧客からの会員に対する苦情・相談については、<u>倫理調査委員会</u>が事実関係のヒアリング・事実関係調査を行い、その結果を理事会に報告するものとします。</p> <p>後略----</p>	<p>【第14条（苦情・相談の対応）】</p> <p>----前略</p> <p>顧客からの会員に対する苦情・相談については、<u>協会事務局</u>が事実関係のヒアリング・事実関係調査を行い、その結果を理事会に報告するものとします。</p> <p>後略----</p>
<p>【第15条（懲戒規定）】</p> <p>ホームインスペクターが本規定に違反したと認められる場合は、<u>倫理調査委員会</u>の報告に基づき、理事会で審議の上、以下の処分を行うものとします。</p>	<p>【第15条（懲戒規定）】</p> <p>ホームインスペクターが本規定に違反したと認められる場合は、<u>協会事務局</u>の報告に基づき、理事会で審議の上、以下の処分を行うものとします。</p>